

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24526報)

2023年3月13日14時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原2
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラント関連パラメータ [3月13日11時00分現在]</li> <li>集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 3月12日]</li> <li>構内排水路 分析結果 [採取日 3月12日]</li> <li>海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 1月30日、3月12日]</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> <li>3月13日の高濃度滞留水の移送実績は以下の通りです。 共用サブプレッションプール水サージタンク(A)→集中廃棄物処理施設高温焼却炉建家 移送開始: 9時06分 移送終了: 10時09分 移送量: 約49m<sup>3</sup></li> </ul> <p>【公表区分: その他】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/6

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2023年3月13日 11:00現在

2023年3月13日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 25 m <sup>3</sup> /h CS系: 15 m <sup>3</sup> /h	給水系: 0.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.7 m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 2.1 m <sup>3</sup> /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 14.2 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 12.8 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 13.6 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 23.3 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 25.6 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 17.7 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 16.3 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 13.7 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 13.6 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 23.6 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 23.7 °C	PCV温度 (TE-16-002): 15.0 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 16.0 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.53 kPa g	4.02 kPa g	0.47 kPa g	
蒸気封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.44 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 15.37 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 6.59 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.49 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 8.39 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 7.78 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	26.1 m <sup>3</sup> /h	1361 Nm <sup>3</sup> /h	21.52 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.06 vol% B系: 0.06 vol%	A系: 0.10 vol% B系: 0.09 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 6.72E-04 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 4.56E-04 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 1.27E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.51E-04 Ba/cm <sup>3</sup>	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm <sup>3</sup>	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup>	
使用済燃料プール 水温度	27.2 °C	27.0 °C	※5	※5
FPC 燃料プールの 水位	2.83 m	2.78 m	2.93 m	29.9 X100mm

【注】: 指示値は0.00m<sup>3</sup>/h未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※1: 指示値は0.00vol%未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※2: 指示値は0.00Ba/cm<sup>3</sup>未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※3: 指示値は0.00Nm<sup>3</sup>/h未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※4: 指示値は0.00Nm<sup>3</sup>/h未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※5: 指示値は0.00m未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

【注】: 指示値は0.00m<sup>3</sup>/h未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※1: 指示値は0.00vol%未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※2: 指示値は0.00Ba/cm<sup>3</sup>未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※3: 指示値は0.00Nm<sup>3</sup>/h未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※4: 指示値は0.00Nm<sup>3</sup>/h未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

※5: 指示値は0.00m未満の場合は、計器周囲に付いたマイナスマークを付した値とする。

2023年3月13日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/03/12 07:34	< 4.2E+00	< 5.0E+00	< 4.6E+00
プロセス主建屋北東	2023/03/12 07:30	< 4.3E+00	< 4.1E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋南東	2023/03/12 07:26	< 5.3E+00	< 4.3E+00	< 3.9E+00
固体廃棄物減容処理建屋南	2023/03/12 07:18	< 4.2E+00	< 4.6E+00	< 4.9E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/03/12 07:22	< 4.5E+00	< 4.8E+00	3.4E+01
固体廃棄物減容処理建屋北	2023/03/12 07:14	< 5.1E+00	< 5.6E+00	< 3.7E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/03/12 07:10	< 4.5E+00	< 5.3E+00	< 4.7E+00

・核種の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小なり)は、検出限界未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^0$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/6

2023年3月13日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/03/12 07:10	< 3.0E+00	< 3.7E-01	1.1E+00
物揚場排水路	2023/03/12 07:20	< 3.0E+00	< 5.8E-01	< 7.3E-01
K排水路	2023/03/12 06:00	3.7E+00	< 6.0E-01	2.5E+00
BC排水路	2023/03/12 06:00	< 3.2E+00	< 6.4E-01	< 6.6E-01
D排水路	2023/03/12 07:15	< 3.0E+00	< 6.0E-01	< 6.5E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・核種の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E+00とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/6

2023年3月13日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

海水分析結果〈港湾内、放水口付近〉(全β・H-3・Sr・Y)

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/01/30 07:47	6.8E+00	< 3.1E-01	—	< 9.2E-01	< 7.4E-01
1F 物置前	2023/01/30 07:10	< 1.3E+01	< 1.8E+00	9.2E-03	< 3.3E-01	< 3.2E-01
1F 1~4号機放水口内北側 (東浜除染北側)	2023/01/30 07:05	< 1.3E+01	< 2.3E+00	< 1.2E-01	< 2.9E-01	< 3.7E-01
1F 1~4号機放水口内南側 (西水壁前)	2023/01/30 07:00	< 1.3E+01	3.9E+01	3.8E-01	< 2.9E-01	1.7E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2023/01/30 08:10	6.4E+00	< 3.1E-01	—	< 6.2E-01	< 6.3E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/01/30 06:56	< 1.3E+01	< 3.1E-01	< 4.2E-03	< 3.1E-01	< 3.0E-01
1F 港湾中央	2023/01/30 06:47	1.5E+01	< 1.8E+00	< 1.2E-01	< 3.0E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内北側	2023/01/30 06:42	< 1.1E+01	< 1.8E+00	6.2E-03	< 2.7E-01	< 3.1E-01
WHOの飲料水暫行ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年)、Sr-90(約29年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND)を示す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み。

・物置前北側は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖後にもサンプリングを実施。

・Sr-90以外は毎日お知らせ済み。

※1 WHOの飲料水暫行ガイドラインにおける、H-3、Sr-90、Cs-134、Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report>

※試料採取作業の安全確保がてきむいたため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

6/6

2023年3月13日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内,放水口付近&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/03/12 07:40	—	< 7.2E-01	< 7.8E-01
1F 6号機取水口前	2023/03/12 07:30	1.7E+01	< 3.0E-01	< 3.5E-01
1F 物揚場前	2023/03/12 07:25	< 1.3E+01	< 2.8E-01	< 3.0E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/03/12 07:05	< 1.3E+01	< 3.3E-01	1.0E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (運水壁前)	2023/03/12 07:00	< 1.3E+01	< 3.3E-01	1.7E+00
1F 開放放水口付近 (T-2) ※	2023/03/12 08:20	1.1E+01	< 6.1E-01	< 6.2E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/03/12 06:33	< 1.5E+01	< 2.4E-01	< 3.5E-01
1F 港湾中央	2023/03/12 06:29	< 1.5E+01	< 2.7E-01	< 3.7E-01
1F 港湾内東側	2023/03/12 06:31	1.4E+01	< 2.4E-01	2.4E-01
1F 港湾内西側	2023/03/12 06:27	1.4E+01	< 3.0E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内北側	2023/03/12 06:25	< 1.3E+01	< 3.1E-01	< 3.4E-01
1F 港湾内南側	2023/03/12 06:35	< 1.3E+01	< 2.9E-01	< 3.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・○.○E±○とは, ○.○×10<sup>±○</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は, シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の取扱いについては「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため, 採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24527報)

2023年 3月 13日 14時 30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>1号機の原子炉注水設備において、流量調整弁取替後の注水試験を行うため、下記の予定で原子炉注水量の変更を行います。</p> <p>なお、注水試験中に原子炉格納容器の水位が想定した水位に到達した場合は、予定よりも早く原子炉注水量を変更させる場合があります。</p> <p>&lt;原子炉注水量変更予定&gt;</p> <p>(3月14日) 原子炉注水量: 4.0 m<sup>3</sup>/h → 3.0 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(3月15日) 原子炉注水量: 3.0 m<sup>3</sup>/h → 4.0 m<sup>3</sup>/h - 試験に伴い、一時的に3.0 m<sup>3</sup>/h ~ 5.0 m<sup>3</sup>/hの範囲で原子炉注水量の変更を行います。</p> <p>【公表区分: E】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24528報)

2023年 3月 13日 22時 20分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月1日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日、スラッジヤード重機置き場において、負傷者が発生し、入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、21時58分、救急車を要請しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時刻 20時47分頃</li> <li>・発生場所 発電所構内 スラッジヤード重機置き場</li> <li>・負傷者の所属 協力企業作業員</li> <li>・身体汚染の有無 なし</li> <li>・発生状況 作業中、重機キャタピラー部(高さ1.5m程度)より転落し、足及び腰を負傷した。意識あり、自力歩行困難</li> </ul> <p>【公表区分：C】</p> <p>上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。



東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24529報)

2023年3月13日23時05分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第24528報でお知らせした、スラッジヤード重機置き場における負傷者の発生について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>当該負傷者は、救急車でふたば医療センターに到着しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ER退出時刻 22時19分</li> <li>・救急車出発時刻 22時30分</li> <li>・救急車到着時刻 22時45分</li> </ul> <p>【公表区分：C統】</p> <p>※添付の有り・<del>無し</del></p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事象該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。